

# 令和6年度高崎安中振興局「地域振興調整費」執行方針

群馬県高崎安中振興局

令和6年4月1日

地域調整費事務取扱要領（以下「要領」という。）第3の地域振興調整費について、令和6年度における高崎安中振興局管内の執行方針を下記のとおりとする。

## 1 目的

「新・群馬県総合計画（基本計画）」に記載された高崎・安中地域の施策展望の実現のため、自主的かつ主体的な地域の振興及び活性化を図ることを目的とする。

## 2 内容

対象の事業等は次のとおりとする。

(1) 地域総合行政及び地域振興行政の運営

(2) 地域の振興及び活性化、地域の課題解決、将来に向けた芽出し等に資する事業

(3) 県政への県民参加を推進するための事業

(4) その他、1の目的を達成するために必要な事業

人件費その他の経常的経費及び備品費には、支出しない。

なお、補助事業について、同一事業主体による同一事業に対する支援期間は、原則1年とする。

## 3 地域機関執行事業

(1) 対象事業…2(1)～(4)のいずれかに該当する事業

(2) 手続き等

① 事業概要書類の提出 任意様式とする。

② 各地域機関から提出された事業概要書類に基づき、局長がヒアリングを行い、決定する。

(3) 執行額等

① 執行額の上限は、50万円とする。（円単位）

ただし、局長が必要と認める場合は、この限りでない。

② ソフト事業を対象とする。

③ ハード事業は原則対象外とする。また、他の事業に恒常的に使用する備品については対象外とする。

④ 食糧費は、対象外とする。ただし、会議等の飲料代は対象とする。

## 4 補助事業

(1) 補助対象事業…2(2)～(4)のいずれかに該当する事業

① 県が行う他の補助（助成）事業の対象でないこと。

- ② 補助金交付決定の日から当該事業年度の3月31日までに終了する事業であること。

(2) 補助事業者

- ① 市町村（一部事務組合を含む。）
- ② 団体等（商工会議所・商工会・観光協会・旅館組合・NPO団体等）
- ③ 住民団体（町内会等地域住民等が自主的に組織する団体。ただし、規約等を整備し、代表者や役員を選任していること、会計経理を明確かつ適正に行っていることなど、事業を適切に執行できる体制が整っていることを条件とする。）

(3) 補助対象経費

- ① ソフト事業を対象とする。
- ② ハード事業は原則補助対象外とする。また、他の事業に恒常的に使用する備品については、対象外とする。
- ③ 飲食代（会議等の飲料代を含む）は対象外とする。

(4) 補助金額及び補助率

① 補助金額

補助金の額は、補助対象事業の内容、性格等を勘案し、予算の範囲内で局長が定める額とする。（補助金の上限額50万円）

② 補助率

補助対象経費の1/2以内とする。

[全体事業費－対象外経費－協賛金や寄付金等の外部収入（対象外経費に充当する分を除く）] × 1/2（補助率）＝補助上限

なお、高崎安中振興局長が特に地域の振興及び活性化に資すると認めるものについては2/3を超えない範囲で補助することができる。

③ 補助金の端数処理

1,000円未満は、切り捨てるものとする。

(5) 手続等

- ① 事業計画書の提出等 別記様式第1号「事業計画書」
- ② 交付申請書の提出等 内示のあったものについて、「交付申請書」を提出する。